

平成 29 年度富山県立氷見高等学校いじめ防止基本方針

I いじめに関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生徒の生命や心身又は財産に重大な危険及び被害を生じさせる恐れがある。

いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等の心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第 2 条より

【いじめの問題に関する基本的認識】

- (1) いじめは許されない。
- (2) いじめは卑劣な行為である。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。

いじめの防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省決定)より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 1 学年 7 クラス、5 学科を有する県内最大規模の総合制高校である。
- ・ 学力や学習意欲、進路意識などの面で多様化が進んでおり、中には人間関係がうまく構築できない実態もある。

2 課題

- ・ 集団に溶け込めず、孤立ぎみな生徒も少なからず見られる。
- ・ グループ内の人間関係が希薄で、些細なことからトラブルが生じることもある。
- ・ 県実施のネットパトロールから、生徒による不適切な書き込みや写真の掲載等について報告されるなど、ネットでの情報モラルの意識が希薄である。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動が取り組めるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置し、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの未然防止、早期発見等のために「いじめ対策委員会」を設置する。

○構成員

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、養護教諭 等

※必要に応じて、PTA、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）、弁護士等の外部専門家、さらに関係学級担任や部活動指導者を追加

○役割

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ②教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解と意識啓発(校内研修等)
- ③生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④いじめやいじめが疑われる行為が発見されたときの通報先・相談窓口
- ⑤発見されたいじめ及びいじめの疑い事案への対応
- ⑥いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる）
※いじめ重大事態の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応する。
- ⑦本校いじめ防止基本方針の見直し

2 未然防止

いじめほどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に取り組む。

○具体的な対応策

- ①自己有用感を高め、豊かな情操と道徳心を培い、心のコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②自律による規範意識を高めるため、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対して支援する。
- ③交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者や地域その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ④いじめは決して許さないという共通理解に立ち、教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑤全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑥生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒と関わる時間を多くとるよう努める。
- ⑦ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に実施する。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知し、早い段階からの確にかかわりを持ち生徒指導にあたる。

○具体的な対応策

①いじめ及びいじめの疑いを早期に発見するため、定期的な調査を実施する。

- ・朝のS Tや個人面接を通して、気になる生徒については迅速かつ適切に対応する。
- ・年3回被害調査(アンケート)を行う。

アンケート実施後は、速やかに生徒の記載状況を各担任が確認し、いじめ等に関する記載があれば、至急、学年主任を通して生徒指導主事・管理職に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

②学級日誌、生徒との雑談や普段の授業から情報を収集し、些細なことでも学年主任や生徒指導主事に伝え、教職員間で情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。

③生徒や保護者がいじめに係る相談ができるよう、スクールカウンセラーの活用や「いじめ相談窓口」を周知する。

4 早期対応

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒の安全確保を行う。さらに「学校のいじめの問題に取り組むための組織」等を活用して、関係生徒に対する事情確認ならびに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関と連携した組織的な対応で早期解消に取り組む。

○具体的な対応策

①被害生徒に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害生徒に関しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。

②聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を行い、いじめの原因や背景を把握する。

③指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。(指導経過を時系列でまとめて記録するとともに報告・連絡・相談を密に行う)。

④教育委員会へ連絡する。(必要に応じ児童相談所や警察署等にも連絡する)

⑤被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実や対応策等について知らせる。

⑥ネットいじめについては、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者へ削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除に努める。生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することがあることに注意する。

○具体的な対応策

- ①全教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ホームルーム活動や生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げ、指導する。
- ④いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援、指導を行う。
- ⑤生徒の変化を定期的に確認・検証し、必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。
- ⑥「学校いじめ防止基本方針」や「学校はいじめの問題に取り組むための組織」がいじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒に認識される取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭・地域との連携した取組を推進する。

○具体的な対応策

- ①本校のいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。(入学時や各年度の開始時に学校基本方針の内容を説明する)
- ②家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③PTAや学校評議員会等、地域関係団体と共に、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。(PTA総会、学年懇談会、学校評議員委員会等)
- ④いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
(正確な状況把握に努め、適時、経過報告を行う)
- ⑤スマートフォンをはじめとするネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深め、情報機器やネットの利用におけるマナーやルールづくりについての啓発活動を行う。

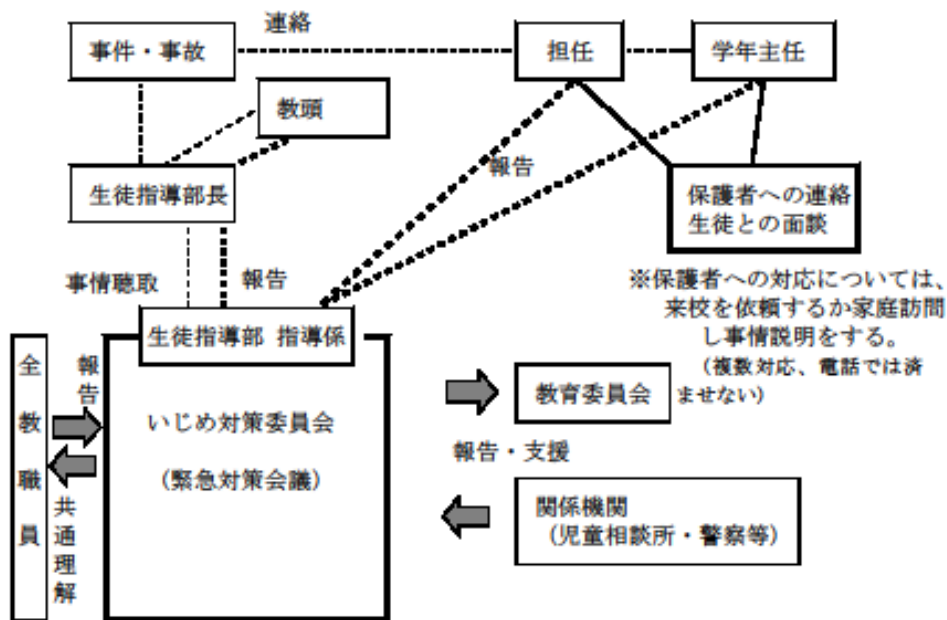
IV 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
	対策委員会	調査	面接	校内研修	生徒会活動	その他
4月	○					あいさつウィーク
5月			○(全員対象)			P T A総会、 授業参観
6月					○防止週間 ※さわやか運動 にあわせて実施	
7月		○被害調査	○(全員対象)	○(1年)		
8月						
9月	○					あいさつウィーク
10月					○防止週間 ※さわやか運動 にあわせて実施	
11月						
12月		○被害調査	○(全員対象)			
1月						あいさつウィーク
2月	○	○被害調査				
3月			○(1・2年生)			
備考	・緊急時には 随時対応		・学級の実情に 合わせ個人面 接を実施			・1学期、2学 期で互研授業

V いじめが起こったときの組織的な対応

生徒指導部で作成済みの「事件事故発生時の対応について」をもとに、事情聴取及びその後の対応については、『いじめ対策委員会』と生徒指導部が連携を密にし対応に当たる。

事件事故発生時の対応について（確認）



- ①事故・事件発見者は、生徒指導部長（または副部長）と担任、学年主任に連絡する。発見のみならず、情報を得た場合も連絡をする。
- ②いじめ対策委員会において状況の報告・共通理解を図る。
 - (1) 調査方針・役割分担を決定（事案の状況に応じて調査班メンバーを決定する。）
 - (2) 調査報告・事実関係の把握
 - (3) 対応方針・指導体制の決定（事案の状況に応じて対応班メンバーを決定する。）
 - (4) 対応班は、「被害者生徒」「加害者生徒」「観衆・傍観者」への支援及び指導にあたる。
- ③事実関係が把握できた段階で、県教育委員会への報告、必要に応じて支援を仰ぐ。
- ④対応班においては解消後も観察を行い、再発防止に努め、地域や保護者へ協力依頼をする。